

## 一般社団法人千葉県言語聴覚士会 後援（名義使用）依頼について

研修会、学術大会、シンポジウム等において当会の後援（名義使用）を希望する団体は下記の規定に従って依頼を提出してください。

### 1. 一般社団法人千葉県言語聴覚士会 後援規定

- ・ 一般社団法人千葉県言語聴覚士会の後援を希望する団体は、原則として実施日の3ヵ月前までに「後援（名義使用）依頼書」を提出してください。
- ・ 提出の際には、宛先を記載した返信封筒（切手貼り付け済み）を同封して下さい。
- ・ 理事会での協議後、承諾の場合は「承諾書」を発行します。なお、協議の結果、後援を承諾できない場合があります。
- ・ 協議には約1ヵ月の期間を要します。
- ・ 名義は「一般社団法人千葉県言語聴覚士会」とします。

### 2. 後援の対象となる要件

（1）後援の対象となるものは、下記の要件をすべて満たすものとしします。

- ・ 言語聴覚士と関わりのあるテーマであること
- ・ 営利を目的としたものでないこと

（2）以下のいずれかに該当すると判断した場合は、後援をお断りいたします。

- ・ 公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの
- ・ 特定の政党、宗教団体等が、政治活動、布教等を目的として実施する事業
- ・ 高額な参加費の徴収、または出品物の販売など、営利が主目的と認められるもの
- ・ 過去に後援した事業で、正当な理由なく承諾の際の条件を履行しなかったもの
- ・ その他、後援することが不適當であるもの

### 3. 注意事項

後援名義の使用にあたっては、経費に関するすべての問題、開催中の事故、または不測の事態、前記に定める後援の取消、その他の理由の如何に関わらず、本事業に関連して発生した問題（抗議、クレーム、訴訟の提起等その一切を含む）についてはすべて、申請者（団体）の責任・負担で処理・解決していただきます。一般社団法人千葉県言語聴覚士会は一切関知しません。あらかじめご了解の上、お申し込みください。

平成31年3月17日  
一般社団法人千葉県言語聴覚士会